



<p>市村議長</p>	<p>ます。</p> <p>おはようございます。</p> <p>文教福祉常任委員会ということで、早朝からお集まりいただきまして大変ご苦勞さまでございます。また、28日から始まりました定例会17日まででございますが、昨日は総務常任委員会、そして今日は文教福祉常任委員会ということで、続いて大変苦勞さまでございます。</p> <p>それから9日に県議会の選挙投票日ということで、それぞれ支援をされた方もいるかと思えます。大変ご苦勞さまでございました。</p> <p>今日は、地元島田県議の当選証書の付与式が先程ございまして、いままで議長室でいろいろお話しをしてきたところでございますが、わたしもTX延伸の茨城空港まで延伸をする議会の期成会の会長をしております、関連市の県議の先生方の当選祝、そして、一番の目的は要望活動でございますけれども併せて行っているところでございます。これからもご理解をいただきましてご支援をいただきたいと思います。今日は議案6件、その他、そして閉会後の現地調査ということで大変苦勞さまでございます。よろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>鈴木副委員長</p>	<p>ありがとうございました。執行部挨拶、島田市長お願ひします。</p>
<p>島田市長</p>	<p>改めておはようございます。議員の皆さま方には第4回の定例議会ということで、大変お忙しい中ご苦勞さまで。今日は文教福祉常任委員会の付託審議ということで、集合時間前ご参集いただいて誠にご苦勞さまで。</p> <p>わたしどものほうから4件、そして請願・陳情それぞれ1件あるということで、慎重なるご審査をよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>また、只今話しにありましたように県議会議員の選挙がございまして、今日は地元島田幸三議員が無投票当選ということで、当選証書が付与されました。これから新たなスタートをきられるわけでありますので、国・県、そして地元自治が円満にすすんでいくことが何よりも大事という話しを申し上げそれぞれご理解をいただいたということでございます。そして、しっかり県議のお力もいただきながら、我々地方自治もしっかり頑張っていかなければいけないと思っておりますので、皆さんにもよろしくご指導、ご支援方お願ひいたします。</p> <p>また、今日は、南小学校の現地調査をされるということでございます。ほぼ完成に近いような状況で、今外構も発注をされ、工事の最中でございますけれども調査をしていただいて、また指導いただければより良い小学校が出来上がってくると思っております。寒い中でございますので、健康管理をされて調査をよろしくお願ひしたいと思います。誠にご苦勞さまで。</p>
<p>鈴木副委員長</p>	<p>ありがとうございました。それでは議事に入ります。</p> <p>議事進行のほうは、関口委員長よろしくお願ひいたします。</p>
<p>関口委員長</p>	<p>ありがとうございました。議事に入る前に、傍聴者3名の方がおられますので、これを許可いたしました。福島議員、植木議員、長島議員。長島議員は請願に対する紹介議員であるということでよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは議事に入ります。本日の議題は、12月7日に付託された議案審査付託表のとおりであります。</p>
<p><b>1. 議案第104号 小美玉市立学校設置条例の全部を改正する条例について</b></p>	
<p>関口委員長</p>	<p>まず、議案第104号 小美玉市立学校設置条例の全部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明を求めます。</p>

おはようございます。「議案第 104 号 小美玉市立学校設置条例の全部を改正する条例について」ご説明させていただきます。説明につきましては、着座にて失礼させていただきます。

今回の条例改正は、平成 33 年 4 月に新しい義務教育学校「小美玉市立玉里学園義務教育学校」の設置に伴いまして、小美玉市立玉里小学校・玉里北小学校・玉里東小学校及び玉里中学校を廃止するほか、教育委員会所管の関連する条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

1 ページをご覧くださいと存じます。今回の改正は、小美玉市立学校設置条例の全部を改正するものでございます。

第 1 条の設置につきましては、学校教育法の規定に基づきまして、小学校、中学校に新たに義務教育学校を加えております。

第 2 条の名称及び位置は、別表のとおりとし、別表を(1)小学校と(2)中学校、次のページになりますが、(3)義務教育学校と 3 つに区分いたしまして、それぞれの学校につきまして、名称及び位置を表記しております。

続きまして附則になりますが、1 の施行期日は平成 33 年 4 月 1 日としておりますが、この施行期日までは、玉里小学校・玉里北小学校・玉里東小学校・玉里中学校につきましては、旧条例により存続している旨の経過措置となります。

次に 2 の準備行為としまして、入学や転入及び編入学に係る必要な手続きその他の行為につきましては、施行期日前にも必要となることから、施行期日前においても行うことができます。としてございます。

以上が、小美玉市立学校設置条例の改正内容となりますが、この改正に伴いまして、学校区分に義務教育学校を追加するなどの改正が必要となる教育委員会所管の条例がございます。

これらの条例につきまして、小美玉市立学校設置条例の附則により改正を行うものが、3 の「小美玉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」から次のページになりますが、10 の「小美玉市海洋センター条例」までの 8 件の関係条例の一部改正となります。関係条例の一部改正につきましては、次のページ 11 分の 1 以降の新旧対照表により、ご説明させていただきます。なお、新旧対照表は表の右側が現行となっており、左側が改正案となっております。また、改正箇所にはアンダーラインをしるしております。

はじめに、11 分の 1 ページの「小美玉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」でございしますが、第 6 条 放課後児童健全育成事業の一般原則につきまして、第 1 項の「小学校」の次に「(義務教育学校の前期過程を含む。以下同じ。)」を加え、「就学」を「在籍」に改めるものでございます。

次に、11 分の 2 ページをご覧ください。「小美玉市スポーツ推進審議会条例」でございしますが、第 3 条 組織につきまして、第 2 項第 2 号の「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改めるものでございます。

次に、11 分の 3 ページをご覧ください。「小美玉市立学校給食センター条例」でございしますが、第 1 条 設置につきまして、「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改めるものでございます。

次に、11 分の 4 ページをご覧ください。「小美玉市立学校体育施設の開放に関する条例」でございしますが、別表第 1 の区分欄及び別表第 2 の開放施設欄に「中学校」の表記がございます。この「中学校」の次に「及び義務教育学校」を加えるものでございます。

次に、11 分の 6 ページをご覧ください。「小美玉市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」でございしますが、第 2 条の「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改めるものでございます。

次に、11 分の 7 ページをご覧ください。「小美玉市立学校の校長、副校長及び教頭の兼務に対する給与支給条例」でございしますが、第 1 条の「市立小学校」の次に「及び義務教育学校」を加えるものでございます。

次に、11 分の 8 ページをご覧ください。「小美玉市農村環境改善センター条例」でございしますが、別表の(1)多目的ホール等の室名、プールの行になりますが、使

用料の区分に「中学生まで」の表記がございます。この「中学生」の表記につきまして、表の下になります(注)の、注意書きを、次のページになりますが、「1利用時間が全時間に満たない時間でもその区分の使用料を納入する。」「2中学生には、義務教育学校の後期過程の生徒を含む。」に改めるものでございます。

最後になりますが、11分の10ページをご覧ください。「小美玉市海洋センター条例」でございますが、別表の1小美玉市海洋センター使用料でプールや艇庫の利用区分に「小学生及び中学生」の表記がございます。この「小学生及び中学生」の表記につきまして、次のページになりますが、(注)の注意書きの最後に「5小学生及び中学生には、義務教育学校の児童及び生徒を含む。」の1項を加えるものでございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

関口委員長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。質疑はございませんか。

各委員

(「なし」と呼ぶ声)

関口委員長

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に、討論に入ります。討論はございますか。

各委員

(「なし」と呼ぶ声)

関口委員長

ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第104号 小美玉市立学校設置条例の全部を改正する条例について採決いたします。おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

各委員

(「異議なし」と呼ぶ声)

関口委員長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

## 2. 議案第107号 平成30年度小美玉市一般会計補正予算(第3号)(文教福祉常任委員会所管事項)

関口委員長

続いて、議案第107号 平成30年度小美玉市一般会計補正予算(第3号)のうち、文教福祉常任委員会所管事項について議題といたします。執行部より説明を求めます。

田村社会福祉課長

議案第107号 平成30年度小美玉市一般会計補正予算(第3号) 文教福祉常任委員会所管事項についてご説明いたします。

歳入から、ご説明いたします。7ページをお開き願います。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金9,433万4,000円の補正増をお願いするものでございます。1節障害者福祉費負担金ですが、障害者自立支援給付費負担金2,554万3,000円と障害児入所給付費等負担金418万8,000円、合わせて2,973万1,000円、どちらも負担率は1/2で、歳出の障害者自立支援事業(補助)に計上しております、扶助費に充当するものでございます。3節生活保護費等負担金につきましては、生活保護費国庫負担金6,460万3,000円、負担率は3/4で、歳出の生活保護扶助事業に計上しております、扶助費に充当するものでございます。次に、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1,486万6,000円の補正増をお願いするものでございます。1節障害者福祉費負担金ですが、障害者自立支援給付費負担金1,277万2,000円と障害児通所給付費等負担金209万4,000円、どちらも負担率は1/4で、歳出の障害者自立支援事業(補助)に計上しております、扶助費に充

当するものでございます。次に、2項県補助金、2目民生費県補助金、3節障害者福祉費補助金ですが、重度訪問介護等市町村支援補助金、1,000円の補正減をお願いするものでございます。この補助金は、障害者自立支援給付費の中の重度訪問介護費等における国庫負担基準額を超過した場合に交付されるものですが、今年度は超過しない見込みのため減額するものです。

大山生涯学習課長

19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、1節基金繰入金でございます。8ページをお開き願います。「地区集会施設維持管理基金繰入金」として、20万2,000円、及び、「合併振興基金繰入金」として、2,430万円の補正増をお願いするものです。どちらも、各区公民館の整備費に対する補助金に充当するものでございます。

田村社会福祉課長

続きまして、21款諸収入、5項雑入、6目過年度収入、1節過年度収入ですが、自立支援医療給付国庫負担金228万6,000円の補正増をお願いするものでございます。こちらは、障害者の自立支援医療給付に係る障害者医療費で、29年度障害者医療費の確定に伴う国庫負担金を負担率1/2で追加交付を受けるものです。歳入につきましては、以上でございます。

伊藤介護福祉課長

つづきまして、歳出について説明いたします。10ページをお開きください。一番下になります。介護福祉課所管になります。3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢者福祉費につきまして、418万7,000円の補正増をお願いするものでございます。8節報償費33万円の補正増でございますが、説明欄4の敬老会事業の敬老会、長寿祝等記念品代としてお願いするものです。記念品は、ヨーグルト詰め合わせとなっております。13節委託料297万7,000円の補正増でございますが、説明欄の6元気わくわく支援事業の委託料、ひとり暮らし老人「愛の定期便」事業委託料88万6,000円の補正増につきましては、申請者の増によるものです。次の説明欄8生活支援事業、外出支援サービス事業委託料につきましても、利用者の増により209万1,000円の補正増をお願いするものでございます。こちらはタクシー券となっております。20節扶助費82万9,000円の補正増につきましては、説明欄3老人福祉施設入所措置事業、老人保護措置費でございます。養護老人ホーム措置入所者が1名増となった為お願いするものでございます。28節操出金5万1,000円の補正増でございますが、説明欄12の介護保険特別会計操出金でございます。介護保険事業の事務費に対する繰り出しでございます。

田村社会福祉課長

続きまして、3目障害者福祉費6,085万7,000円の補正増をお願いするものでございます。1障害者福祉事務費ですが、29年度の障害児入所給付費等の国庫負担金の確定に伴う、負担金清算による国庫補助等返納金139万6,000円を計上しております。2障害者自立支援事業（補助）につきましては、障害福祉サービス等報酬改定と利用者の増に伴い扶助費の不足が見込まれるため、自立支援給付費5,108万5,000円と障害児施設給付費837万6,000円を計上しております。

服部医療保険課長

5目老人医療給付費、説明欄2の後期高齢者医療制度経費226万9,000円の補正増は、平成29年度療養給付費負担金の精算による228万4,000円の増額と、後期高齢者医療保険特別会計繰出金1万5,000円の減額です。次の6目医療福祉費、説明欄1医療福祉事務費につきましては、292万円の補正増です。12ページをお願いいたします。内容ですが、臨時職員雇用のための賃金69万4,000円、医療福祉制度改正に伴う受給者証の印刷製本費10万円、同じく受給者証郵送のための通信運搬費4万1,000円、平成29年度医療福祉費等補助金返還金確定による国庫補助等返納金208万5,000円の増額です。

笹目子ども福祉課長

続きまして、12ページ中段 子ども福祉課所管の歳出の説明となります。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、2事業児童福祉事務費につきまして、2万7,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては、児童扶養手当の

受給要件の中の一つに、児童の父、又は母が政令で定める障害の状態にあたるかどうかの状態を医師に判定して頂く児童扶養手当障害判定医療業務委託料です。今回は新規で2件で、1件につき1万3,700円になりますので2万7,000円の補正増をお願いするものです。続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、6事業子育て応援事業につきまして、負担金補助及び交付金の補助金18万5,000円の補正減とし、同事業内の需用費・消耗品費に18万5,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては、市内企業駐車場の一角にマタニティマークの設置をして頂いた企業に対し、子連れに優しい店舗推奨助成金として補助金を支出する事業であります。駐車場に工事の実施をしていただく場合は、企業側の費用負担も出ることから未申請となっております。まずは事業予算内で補助金から消耗品への組み替えを行い、赤い三角コーンへのマタニティマーク、及び身障者の方々も優先的に駐車利用出来る表示「思いやり駐車場」看板を製作、無償貸与することで、子育て応援環境を推奨する事業です。広報誌等で募集をしながら、応募のあった企業へ配布します。以上で説明を終わります。

田村社会福祉課長

続きまして、3款民生費、3項生活保護費、2目扶助費8,614万円の補正増をお願いするものでございます。1生活保護扶助事業ですが、生活保護世帯の増などに伴い扶助費の不足が見込まれるため、生活扶助費3,395万7,000円、教育扶助費2万3,000円、医療扶助費5,216万円を計上しております。

小貫健康増進課長

続きまして、健康増進課所管の歳出について説明させていただきます。13ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、4目保健センター管理運営費の説明欄1小美玉市保健施設管理運営費につきまして71万円の補正増をお願いするものでございます。11節需用費の修繕料として32万2,000円の増額でございますが、こちらは四季健康館 健康風呂の暖房用補給水配管漏水修繕、及び四季健康館浄化槽ポンプ交換の費用でございます。また、15節工事請負費38万8,000円の増額でございますが、こちらは保健施設消防設備修繕工事として、四季健康館の非常放送設備バッテリー交換の工事費でございます。

続きまして、5目小美玉温泉ことぶき管理運営費でございます。説明欄2の小美玉温泉ことぶき管理運営経費につきまして、3,082万2,000円の補正増をお願いするものでございます。まず、1節報酬につきましては、小美玉温泉ことぶき運営協議会委員報酬として、7万円を計上しております。11節需用費につきまして404万2,000円の増額でございます。まず、消耗品費としまして、21万5,000円の増額でございますが、こちらはコインロッカー用鍵バンド及び回数券印刷代でございます。燃料費の330万円でございますが、ボイラーの燃料である重油の単価が上昇したことによる増額でございます。修繕料52万7,000円につきましては、機械室循環ポンプ修繕と、浴場の流量調整バルブの修繕でございます。12節役務費の手数料5万4,000円につきましては、温泉用井戸水中ポンプ点検料でございます。13節委託料9万8,000円につきましては、温泉用貯水槽清掃業務の委託料でございます。15節工事請負費1,868万6,000円につきましては、4月からの指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者へ施設の維持及び管理等を引き渡すための準備として、破損や経年劣化が生じている施設内の設備等について年度内に修繕等を行うための補正となります。まず、防犯カメラ設置工事として216万円の増額でございます。こちらは、既存のカメラ6台の入れ替えと、屋内8台、屋外2台の計10台の増設、またそのカメラ対応のレコーダーとモニターの費用でございます。

次に施設修繕工事として、1,652万6,000円の増額でございます。こちらは、厨房用の量水器設置工事費、外壁補修工事、受電設備増設工事、厨房売店用の積算電力計の設置費、LEDランプ更新工事、浴室脱衣所及び畳張替等の修繕工事でございます。このうち、LEDランプ更新工事と、大広間休憩室の畳の修繕工事につきましては、「再編関連訓練移転等交付金事業基金繰入金」の400万円を充当させていただくものでございます。18節備品購入費として、787万2,000円の増額でございますが、1月からの料金改定に伴い導入する、自動券売機2台分の費用と、経年

劣化に伴うテーブル及び椅子等の備品の更新を行う費用でございます。

菅谷学校教育課長

続きまして、教育委員会所管の歳出についてご説明させていただきます。16ページをお開き願います。まず、上から2段目、学校教育課・指導室所管でございますが、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、14万5,000円の補正減をお願いするものでございます。内訳としまして、事業3の庶務一般事務費、4節共済費は25万5,000円の減額で、教育委員会所管の臨時職員に係る労災保険料の支出額確定に伴うものでございます。事業4の学務一般事務費、18節備品購入費は11万円の増額でございますが、これは、児童用知能検査ソフトの購入費用でございます。

藤田施設整備課長

続きまして、施設整備課所管になります。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、事業2小学校施設管理費につきまして、267万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、15節工事請負費におきまして、突風と思われる被害により倒壊した上吉影小学校のフェンス修繕工事として154万6,000円、また、劣化により修繕が必要となった玉里小学校体育館の暗幕修繕工事として113万円の併せまして267万6,000円の増額でございます。施設整備課所管につきましては、以上でございます。

大山生涯学習課長

続きまして、生涯学習課所管の歳出について、ご説明させていただきます。10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費2,717万4,000円の増額補正でございます。17ページをご覧ください。説明欄2の社会教育総務事務費につきまして、2,710万4,000円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、19節負担金補助及び交付金の補助金といたしまして、各区公民館整備費補助金の交付申請がありました、寺崎公民館及び下馬場公民館2件の新築、並びに大曲公民館他3件の改修について、補助金を計上させていただきました。また、地区集会施設維持管理基金繰入金並びに、合併振興基金繰入金の充当をさせていただくものでございます。

続きまして、説明欄5の成人式典事業費につきまして、7万円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、13節委託料といたしまして、式典当日の会場警備に伴う委託料でございます。

続きまして、2目公民館費、説明欄5の美野里公民館施設維持管理費につきまして、11節需用費の修繕料といたしまして、28万1,000円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、美野里公民館ボイラーの修繕経費でございます。続きまして、4目やすらぎの里運営費、説明欄3のやすらぎの里施設維持管理費につきまして、15節工事請負費といたしまして、129万6,000円の補正増をお願いするものでございます。内容としましては、事務棟の窓口改修工事にかかる経費でございます。生涯学習課所管につきましては、以上でございます。

秋元スポーツ推進課長

スポーツ推進課所管の歳出補正について説明させていただきます。10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、事業3体育振興活動経費、13節委託料9万8,000円の補正増、内容につきましては、市民駅伝に伴う警備委託料でございます。

2目体育施設費、事業1小川運動公園施設維持管理費、11節需用費、修繕料71万5,000円の補正増、内容につきましては、野球場・多目的広場・テニスコートの照明の修繕でございます。

次に、事業2希望ヶ丘公園施設維持管理費、15節工事請負費62万5,000円の補正増、内容につきましては、階段修繕工事及び管理棟バルコニー防水工事でございます。

次に、事業3市内体育施設維持管理費、11節需用費、修繕料5万4,000円の補正増、内容につきましては、下吉影薬師台球場倉庫解体によるものでございます。15節工事請負費212万9,000円の補正増、内容につきましては、前原地区運動広場返還に伴う伐採工事・バックネット及び遊具解体工事、玉里運動公園看板電源工事でございます。

田村学校給食課長	<p>18節備品購入費50万円の補正増、内容につきましては、ふれあい広場簡易トイレ購入費でございます。以上 よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、学校給食課所管の歳出につきまして、ご説明させていただきます。3目共同調理場費につきまして 総額で230万6,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>内訳としまして説明欄4「共同調理場運営経費」で93万5,000円の補正増をお願いするものでございます。内容としまして11節需用費、備品の修繕35万1,000円で調理器具の部品交換修理でございます。また、施設の修繕としまして58万4,000円は厨房内の床の補修でございます。回転釜等の下が熱のため劣化している箇所、ひびが入っている床等衛生上の問題から補修するものでございます。</p> <p>続きまして説明欄5「小美玉市共同調理場施設維持管理費」で、137万1,000円の補正増をお願いするものでございます。内容としまして11節需用費、施設の修繕としまして、蓄熱式蒸気発生器の部品の劣化による交換修理でございます。また、役務費、汚物汲取手数料としまして960万円、当初12回の予定でございましたが、15回に変更したため、不足分でございます。以上、文教福祉所管の歳出の補正でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
関口委員長	<p>以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。</p>
藤井委員	<p>11 ページね。民生費の高齢者福祉費の生活支援事業ですね。これは当初は独居老人のための生活支援ということで外出支援サービスを行っておりました。近年は需要がだいぶ伸びてきている。みなさんの声がだいぶ高まっているようでございますが、このタクシー券の補正前までの実績が分かればどのくらい実績になっているのか。お伺いをしたいと思います。</p>
伊藤介護福祉課長	<p>昨年度との比較になりますけれども、昨年度の実績で申請者が951人ございまして、10月10日現在で利用者というか申請者がもうこの時点で974名ということで増となっております。今後増が見込まれるということで今回お願ひした訳でございますけれども、現在ですね10月分まででございますけれども、624万9,530円で8,561件の利用がございました。以上でよろしいでしょうか。</p>
藤井委員	<p>分かりました。それと、この支給対象者は独居老人に対してやっておりましたけれども、今現在はたとえば息子さんなりいて日中一人になって免許証がないという方もかなりいると聞いておりますが、支給対象の条件は現在どうなっていますか。</p>
伊藤介護福祉課長	<p>支給対象でございますけれども、現在は小美玉市に住所があって免許をもっていない方で70歳以上の方、もしくは60歳以上で肢体不自由とか障害者手帳を有する方ということで、タクシー券24枚つづりですねこちらを交付しているところでございます。</p>
藤井委員	<p>そうしますとたとえば、あくまでも同居人がいない一人の方が基本となっているということですね。</p>
伊藤介護福祉課長	<p>一人暮らしということではありませんで、70歳以上の夫婦であったりそういった外出困難な方ですね、こういう方で免許を持っていない方については交付しているところでございます。</p>
藤井委員	<p>はい分かりました。</p>
関口委員長	<p>ほかに質問者いらっしゃいましたら。</p>

石井委員	18 ページの 18 備品購入のところ設備よりの備品購入で簡易トイレを購入したということですが、施設のトイレがたとえば壊れていて簡易的に置くのか、なにかの行事に使うのに買ったのかお聞きしたいのですけど。
秋元スポーツ推進課長	このふれあい広場につく備品購入ですが、現在もトイレはございまして劣化して使用が困難になってしまったことの備品購入でございます。よろしく願います。
荒川委員	生活支援の方では増額だけだね。減額になっちゃたやつ、笹目君の 12 ページ優しい店舗奨励金、これなくなっちゃったって、これ良く説明してくれる。どういふふうなことなのか。
笹目子ども福祉課長	子連れに優しい店舗推奨助成金についてご説明いたします。市内企業の駐車場の一面にマタニティマーク、妊婦さんとか子どもさんを抱っこしているようなマークを設置していただくと、市の方から補助金を出す事業であります。一箇所設置するのに工事費が 20 万近くかかりますが、その助成金が 1 件につき 5 万しか出ない事業でありまして、企業の負担も大きいことから申請が未申請ということになっております。今年度予算で 25 万円取っていますけれども、そのうち 18 万 5,000 円を工事等で使用する赤い三角コーンがあると思いますが、あれに表示板で「思いやり駐車場」という表示を付けまして、それを今度企業の駐車場に置いてもらって子育て応援環境を推奨しようということに予算の組替え補正をお願いしているものです。
荒川委員	まあね、とにかくね、やさしいまちづくりだからね、子育て会社関係支援。それでね、子連れっていうのはどうなの、わたしはお子さん連れとかね名前からしてちょっと考えた方がいいと思うんだよね。同じ意味かもしれないけれど子連れでは品が悪いっていうか、やさしいまちづくりだからお子さん連れに優しいとかネーミング名前変えた方がいいよ。
鈴木副委員長	藤井議員と重なるところがあると思うんですが、外出支援サービス、タクシー券 24 枚ということだったんですけども、去年が 951 人で今年度はもう 974 人となっているんですが、24 枚ということはどういうふうに、1 回分で行って帰ってで、とすると 12 回分になってしまうと思うんですけど、1 回というのは初乗り分だけなのか、それともどこまでなのか、支給の中身を知りたいんですが。
伊藤介護福祉課長	初乗り料金 730 円ですね。1 回につき初乗り料金だけの利用になります。ですから、行くときと帰りで 2 枚使うことも可能でございますけれども初乗り料金 730 円だけの補助になります。
鈴木副委員長	そうすると足りない分は 1,000 円かかったら自分でやっていくのかな。
伊藤介護福祉課長	おっしゃるとおりです。1,000 円かかれば残りの 270 円は個人負担というかたちになります。
鈴木副委員長	社会福祉協議会でも有償タクシーと違ってやってると思うんですけど、ボランティアの人が行って 300 円だか 500 円だか記憶にないですが、そのタクシーとの違いが分かればありがたいんですが。
伊藤介護福祉課長	資料はありませんが、あちらはですね介助券 1 時間 600 円と、10 km 以下の送迎は 400 円となり、介助券を購入・登録しておいて、予約してもらって病院の送り迎えなどを行っている事業で公共交通機関を利用することが困難な方が対象です。

関口委員長	ほか、ございますか。ないようですので以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論ございますか。
各委員	(「なし」の呼ぶ声)
関口委員長	ないようですので討論を終結いたします。 これより採決に入ります。議案第 107 号 平成 30 年度小美玉市一般会計補正予算(第 3 号)のうち、文教福祉常任委員会所管事項について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」と呼ぶ声)
関口委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
<b>3. 議案第 108 号 平成 30 年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 2 号)</b>	
関口委員長	続いて、議案第 108 号 平成 30 年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 2 号)について議題とします。執行部からの説明を求めます。
服部医療保険課長	議案第 108 号 平成 30 年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 2 号)について説明いたします。1 枚目をお開き願います。歳入歳出予算の補正、第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,159 万 9,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 5 億 2,742 万 7,000 円とするものです。 3 ページをお開き願います。歳入の補正で、1 款、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料につきましては、3,126 万 9,000 円の補正減、2 目普通徴収保険料は、2,062 万 5,000 円の補正増です。これらは、調定額の決定によるものです。3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金につきましては、1 万 5,000 円の補正減です。5 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金 94 万円の補正減につきましては、保険料還付金と還付加算金の減額見込みによるものです。 続きまして、4 ページの歳出になります。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、説明欄 2 の一般管理事務費として、契約差金による窓口端末追加分機器借上料 1 万 5,000 円の減額です。2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料調定額の減額による納付金 1,064 万 4,000 円の補正減でございます。3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金につきましては、保険料還付金と還付加算金の減額見込みにより 94 万円の補正減をお願いするものです。説明につきましては、以上でございます。
関口委員長	以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。
各委員	(「なし」と呼ぶ声)
関口委員長	ないようですので以上で質疑を終結いたします。 次に討論に入ります。討論ございますか。
各委員	(「なし」と呼ぶ声)
関口委員長	ないようですので討論を終結いたします。 これより採決に入ります。議案第 108 号 平成 30 年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 2 号)について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

各委員	(「異議なし」と呼ぶ声)
関口委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
<b>4. 議案第 109 号 平成 30 年度小美玉市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)</b>	
関口委員長	続きまして、議案第 109 号 平成 30 年度小美玉市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について議題とします。執行部からの説明を求めます。
伊藤介護福祉課長	<p>議案第 109 号 平成 30 年度小美玉市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) につきましてご説明いたします。1 枚目をお開き願います。第 1 条事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 282 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39 億 1,276 万 7,000 円とするものでございます。2 項は省略させていただきます。平成 30 年 11 月 28 日提出 小美玉市長でございます。</p> <p>3 ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金補正額 18 万円の補正増をお願いするものです。歳出の地域支援事業に充当となります。介護予防・生活支援サービス事業費 360 万円の 5%になります。2 目地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業) 補正額 72 万円の補正増でございますが、歳出の地域支援事業、に充当となります。地域支援事業費の 20%となります。4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、2 目地域支援事業支援交付金 97 万 2,000 円の補正増をお願いするものです。こちらも歳出の地域支援事業に充当となります。事業の 27%となります。5 款県支出金、2 項県補助金、1 目地域支援事業支援交付金 45 万円の補正増をお願いするものです。こちらも歳出の地域支援事業に充当となります。事業の 12.5%となります。7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目地域支援事業支援交付金 45 万円の補正増をお願いするものです。地域支援事業の 12.5%となります。5 目その他一般会計繰入金 5 万 1,000 円の補正増をお願いするものです。事務費繰入金でございます。</p> <p>続きまして歳出について説明いたします。4 ページをお願いします。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 5 万円の補正増をお願いするものです。12 節役務費 6,000 円につきましては、事務手数料でございます。13 節委託料 4 万 4,000 円につきましては、介護保険システム改修の委託料でございます。3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費 360 万円の補正増をお願いするものです。19 節負担金補助及び交付金 360 万円につきましては、介護予防サービス費でございます。予防通所介護及び予防訪問介護利用者の増により補正増をお願いするものです。4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金 94 万 9,000 円の補正減をお願いするものです。25 節積立金 94 万 9,000 円の減額につきましては、第 1 号支給費増額、保険料還付金増額に伴い減額するものです。5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 項第 1 号被保険者保険料還付金 12 万 2,000 円の補正増をお願いするものです。23 節償還金利子及び割引料 12 万 2,000 円の補正増でございますが、説明欄 1 第 1 号被保険者保険料還付事業、保険料還付金としましてお願いするものです。所得の更正等によるものでございます。以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
関口委員長	以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。
各委員	(「なし」と呼ぶ声)
関口委員長	ないようなので以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論ございますか。

各委員	(「なし」と呼ぶ声)
関口委員長	<p>ないようですので討論を終結いたします。</p> <p>これより採決に入ります。議案第 109 号 平成 30 年度小美玉市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	(「異議なし」と呼ぶ声)
関口委員長	<p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。ここで 15 分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>休憩 午前 11 時 05 分</b> <b>再開 午前 11 時 15 分</b></p>
<b>5. 請願第 3 号 小美玉市運動施設利用に関する請願</b>	
関口委員長	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。続いて、請願第 3 号 小美玉市運動施設利用に関する請願について議題といたします。請願の内容について事務局からご説明をお願いします。</p>
深作書記	<p>それでは「請願第 3 号 小美玉市運動施設利用に関する請願」について説明いたします。</p> <p>本請願は、提出者、小美玉市堅倉 1790-66, 美野里ソフトテニスクラブ 代表 井坂 育生様から平成 30 年 11 月 22 日に提出され同日受理しております。紹介議員は長島幸男 議員でございます。請願事項でございますが、1. 希望ヶ丘公園, 玉里運動公園, 小川運動公園の施設利用料金(各施設全部ナイター照明代含む)を統一料金にすること。2. 学生には特例として減免措置をすること。の 2 点でございます。以上です。</p>
関口委員長	<p>それではですね。施設の使用料なりナイターの照明代これの現状がどうなっているのか、聞きたいと思いますが。</p>
秋元スポーツ推進課長	<p>それでは、それぞれの施設の料金比較表ということで議員の皆様にお配りしました資料に基づきまして説明いたします。小川運動公園・希望ヶ丘公園・玉里運動公園につきましては野球場・多目的広場・テニスコートそれぞれ野球場が 500 円・多目的広場 500 円・テニスコート 200 円の使用料となっております。どこの施設も統一してございます。次に体育館につきましては、希望ヶ丘公園にはございませんので小川運動公園・玉里運動公園については使用料を 300 円と統一してございます。ナイター照明代につきましては、小川運動公園にしか野球場のナイター照明はございません。多目的広場につきましては、小川運動公園・希望ヶ丘公園・玉里運動公園それぞれの料金体系としてます。テニスコートにつきましてもそれぞれの料金体系としてございます。各施設の照明器具をご覧いただきたいと思います。それぞれの施設につきまして照明器具が異なっておりますので、料金体系が違ってきますのでございます。参考までに申し上げますと、テニスコートで申しますと玉里運動公園では 1 時間当たり 3.2 キロワットの消費電力がかかります。希望ヶ丘公園につきましては 8.72 キロワットの消費電力、小川運動公園につきましては 10 キロワットの消費電力がかかるということでございます。1 ページに戻っていただきまして、小美玉市体育協会・小美玉市スポーツ少年団がございまして、それぞれに加盟している団体につきましては使用料の減免をしているところではございますが、照明代につきましては電気代がかかることから受益者負担ということで減免はしてございません。以上でございます。</p>

関口委員長

はい、ありがとうございます。ただいまですね、請願に関することについて現在の現状について説明がございました。これに基づきまして皆さんからご意見をいただきたいと思います。ご意見のある方は挙手によりこれを許します。

谷仲委員

説明を伺いまして、3施設とも使用料は統一されている。ナイター照明代も野球場・多目的広場・テニスコートの種別に区分されて、各種別の照明設備の規模が違うことから電気料金の違いが発生するというので、まず請願事項の1点目希望ヶ丘公園、玉里運動公園、小川運動公園の施設利用料金について統一されているということ。照明代についても照明設備規模が違うということ。まず、照明代も含むとありますが、設備違い消費電力の違いをふまえれば、請願事項1については該当しないという判断になるかと私は考えます。また、請願事項の2番目について先ほど説明にもありましたように体育協会及びスポーツ少年団の施設使用料の減免措置はすでに行われているということでございます。これらの団体の皆様においてもナイター照明代は電気料が発生するため受益者負担の原則に基づきご負担いただいているという説明がありました。そのような観点から請願事項2についても該当しないと考えます。以上の理由から請願3号は不採択すべきが妥当だと私は考えるところでございます。

戸田委員

この請願趣旨というのを読んでも説得力は全然ない。困惑しているという意味とお金が高いとか安いとかの話は全然趣旨が違う。つながってない。こういう請願書のもう少し注意した説得力のある請願書の方が良いと思う。請願者に注意した方がいいのではないかと思います。こういうのは全然趣旨が通らない。下の方で高いよって言っていると思うけれど、それは分かりますけど困惑しているということの間にはあんまり筋が通ってないのではと思います。賛成反対言わなくてね。こういう文書もう少し丁寧にやるべきじゃないか。

荒川委員

この請願地元で私も良く分かるけども、しかし、3地区の設備内容それから利用状況いろいろ考えて、執行部でそれなりの料金を算出していると思うだよね。適正価格だと私は思うの。この中でこどもの子育て、スポーツ活動どんどん進めてもらうような、別な面で推進するような方向にして、これかかるものは仕方ないんで、妥当なことであって申し訳ないけれども、紹介議員になった長島議員に話し聞いたんだけど井坂さん良く知っている人だけでも申し訳ないけれども、これは不採択ということに私はした方が良く思う。現状維持で少しの間当分やっていただきたい。その反面、環境整備をしてどんどんやり安い方法を考えられれば良いのかな。困惑しているっていうのは何を困惑しているか、金が高いからって困惑しているのか、やりづらいから困惑しているのか、その辺のところ精査しながらやってやった方がいいのかな。以上です。

関口委員長

ほかに意見を聞きたいと思いますが、いかがですか。

鈴木副委員長

この困惑しているのは、部活動が制限されたことで困惑しているんじゃないかということで、この人の目的が達成されればかまわないと思うので、この人の目的は何かというと部活動以外にもテニスの練習がしたいというときに電気代とか使用料が高いというのが目的でその部活動以外にも練習したい、親として練習させたいというのが目的だと思いますので、ほかの方法たとえばこの減免措置がスポーツ団体に加盟するとか体育協会に加盟すれば使用料の減免が出来るということを教えてあげたりして電気代はきちんと説明して荒川議員とかが言っているように説明してあげれば納得いただけると思うので、説得とかはこっちで何か出来ますかね。執行部でうまく説明していただければ納得していただけると思うんですけど、ただすぐ不採択・・・

戸田委員	これは、公文書だから、だぶんそうだろうなんてことはダメなんだ。
荒川委員	採択・不採択きめて、後は執行部。
関口委員長	ということですが、執行部からの意見はいいですか。
荒川委員	請願は議決だけだから。
関口委員長	藤井委員からありますか。
藤井委員	今いろいろとご意見出ているとおり、この請願事項ですねいろいろ推測の必要はないと思いますが、請願事項を見る限りでは施設の使用料、それからナイターと分けているようですけど、使用料はほぼ統一されている。これはきっと請願者が認識不足だったのかなという気はいたします。ですからこれは大丈夫だろうとただナイターの件は先ほど事務局からも話がありましたとおり設備の違いそれから電気料金が施設によって違うというようなことで、これは受益者負担の原則はいたしかたないのかなという気はいたしておりますので、私も今回はちょっと採択は無理かなという気はいたしますね。
関口委員長	各委員さん意見を聞きました。働き方改革のなかで教育委員会は部活動の制限ということがありましたよね。そういうなかで児童の制限もあるかどうか、そういうなかで教育委員会はですね。そのあり方に関する活動方針がある。そのなかでどういうふうにしていくのか、教育長の判断といいますかご意見をお聞きしたい。
加瀬教育長	今中学校の部活動が非常に問題になっています。課題がたくさんあります。なぜこういうようなことが出てきたかと申しますと、平成29年度も非常に夏が暑かったです。今年も暑かったです。そのためにですね、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインというものが平成30年3月にスポーツ庁からできました。それを受けて県の教育委員会が茨城県運動部活動の運営方針これをだしました。これを受けて各市町村の教育委員会は方針を決めなさいということになったわけです。これは働き方改革ということと、もうひとつは生徒の体力の向上特に熱中症対策こういうような2つの面からとえられてます。特に子どもたちの健康管理ということは非常にウェイトがなされました。いろいろなことを決めたんですが、各学校ではとりあえず現在すすんでいるのは、休日の活動は土曜日・日曜日いずれか1日とする。土曜日・日曜日連続してはしない。さらに月曜日から金曜日までいずれか休養日をする。すなわち週4日間しかやりません。時間は平日は2時間程度、休日土曜日曜やる場合には3時間程度というようなことです。早朝練習は原則禁止。ただし、中央大会などいろいろ大会の前どうしても必要だというときは学校が判断してよろしいというようなことで行っております。これは小美玉市だけではなくて全県一緒だと思います。内容は少しずつ違いますが、そういうことすすんでいるということです。以上です。
関口委員長	ありがとうございました。各委員のお話のなかでは不採択が多いようでございますけれども、請願事項のなかで運動施設については統一されていると、それから児童の場合は体育協会に加盟していれば半額というような助成措置があるということです。それから照明器具については、やっぱりその場所その場所のナイター施設の規模が違うということであるということですね。それから働き方改革のなかでも教育長があったようなことあるということですね。そういうなかで出来ればですね私としては継続審議がいいじゃないかなというふうに思うんですが、各委員さんの意見を聞きたいと思います。
谷仲委員	審議のなかでですね、たとえば趣旨的な議論になりつつあるんですが、小美玉市

	<p>の議会規則のなかで請願陳情に対しては趣旨採択というのはいないんです。これに対して採択か不採択かというところの審議がこの場だと思いますのでよろしくお願い致します。</p>
荒川委員	<p>各委員さんから意見等をだして採択・不採択の意思表示もあったわけだから、委員長の立場もあつかも知れないけれども、継続しても結局決めなくちゃならないんなら、ここできちっと決めちゃった方がいいのかなと思う。</p>
関口委員長	<p>ありがとうございました。それではですね、意見もついたようでございますので、次に討論に入ります。討論ございますか。</p>
各委員	<p>(「なし」と呼ぶ声)</p>
関口委員長	<p>ないようですので討論を終結いたします。 これより採決に入ります。請願第3号 小美玉市運動施設利用に関する請願について採決いたします。お諮りいたします。原案のとおり採択すべきものとあるいは不採択とすべきものといういろいろご意見がございました。どのようにするか判断をおおぎたいと思います。不採択すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」と呼ぶ声)</p>
関口委員長	<p>ご異議なしと認め、本案は全会一致で不採択すべきものと決しました。</p>
<p><b>6. 陳情第2号 議会として、「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」を国に提出することを求める陳情書</b></p>	
関口委員長	<p>続きまして、陳情第2号 議会として、「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」を国に提出することを求める陳情書について議題といたします。陳情の内容について事務局からご説明をお願いします。</p>
深作書記	<p>それでは「陳情第2号 議会として、「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」を国に提出することを求める陳情書」について説明いたします。 本陳情第2号は、提出者、茨城県水戸市城南3-9-20、茨城県医療労働組合連合会 執行委員長 松崎みどり 様から平成30年11月9日に提出され同日受理しております。陳情事項でございますが、2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数をOECD経済開発協力機構の加盟国平均以上の水準に増やすこと。でございます。以上です。</p>
関口委員長	<p>はい、ありがとうございました。これに基づきまして皆さんからご意見をいただきたいと思っております。ご意見のある方は挙手によりこれを許します。</p>
谷仲委員	<p>陳情第2号 議会として、「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」を国に提出することを求める陳情書について、結論から言うと「不採択」が妥当と考える。 本陳情の要旨は、厚生労働省の「医療従事者の需給に関する検討会・医師需給分科会の第3次中間とりまとめ」を受け、政府は、「骨太の方針2018」で2022年度以降の医学部定員減について検討する方向を打ち出したが、その根拠とされる厚労省の医療需給の将来推計は、医師の長時間労働の改善が不十分なまま、医療需要は入院を減らす地域医療構想と連動した内容で導き出されている。この推計をもとに医師の養成定員を減らすことは、医師の長時間労働の議論に逆行し、医師養成水準の引き下げは、地域医療崩壊の危機を招く恐れがあるとし、引き続き、医師養成定員を増やすことを求める」と主張するもの。 はじめに、地域医療構想とは、人口減少、少子高齢化に直面する中、今後の医療</p>

介護需要の増大と疾病構造の変化に対応するため、限られた医療資源を効率的かつ効果的に活用することや、医療と介護の連携の必要性を踏まえ、病床の機能分化・連携をすすめるために医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるものであり、将来の医療需要の推計にあたっては、国がレセプト情報・特定検診等情報データベース等のデータに基づき開発した「地域医療構想策定支援ツール」を活用し、①2025年の医療需要と病床の必要量、具体的には、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の各医療機能ごとに医療需要の推計及び都道府県内の構想区域単位で推計され、②目指すべき医療提供体制を実現するための施策の方向性は、医療機能の分化、連携を促すための施策、住宅医療等の充実を図るための施策、医療従事者の確保、養成のための施策等に取り組むものであり、陳情要旨にある「入院を減らす地域医療構想」という文言は、地域医療構想の趣旨に「あてはまらないもの」と考える。

厚生労働省の「医療従事者の需給に関する検討会・医師需給分科会の第3次中間とりまとめ」は、平成28年6月の「第1次中間とりまとめ」において、地域医療構想を踏まえた全国レベルの医師需給推計を踏まえて、「医師確保総合対策」及び「緊急医師確保対策」に基づき、平成20・21年度に開始され、平成29年度で終了する医学部定員の暫定増を当面延長する等の決定を行ったことに対し、新たな調査等の結果等を踏まえ、再度、全国レベルの医師需給推計を行った上で、当面延長することとされた医学部定員の暫定増の取扱い等々について平成32年度（2020年度）以降の方針を示すもの。ここからが本題なんですけど、長くてすみません。

平成30年5月31日付で厚生労働省から公表された「医療従事者の需給に関する検討会・医師需給分科会の第3次中間とりまとめ」について、翌6月1日の国保新聞によると、『厚労省の「医療従事者の需給に関する検討会」と医師需給分科会は5月28日に合同会議を開き・・・

関口委員長

すみません。ちょっと長いようなので、不採択をするその理由だけ教えてください。

谷仲委員

それいうのにこれを踏まえていかないよ

関口委員長

少し要約して。

谷仲委員

要約してこれなんで、あとちょっと少々すみません。

関口委員長

不採択の理由だけ。

谷仲委員

ですから、あのですね。

関口委員長

簡潔に。

谷仲委員

簡潔には説明できないんですよ。それでようは結論、理由、具体例、結論ですから、審議なんで聞いていただきたい。平成32・33年度の全国の医学部定員について現状の9,400人規模を維持する取りまとめ案を了承した。近く厚労省のホームページに掲載される正式な取りまとめに従って、文科省が定員を認定する。平成31年度の医師（医学部）定員数は地域枠の増員などで過去最多。医師の労働時間を規制する議論が平成31年3月までかかるため、合同会議は、大学受験への影響を考慮し平成33年度までの定員を暫定的に決定。都道府県などが平成32・33年度の増員を要望した場合、平成31年度の総定員を超えない範囲で精査することにした。

平成34年度以降の医師養成数の議論は、労働時間規制の結論や3師（医師・歯科医師・薬剤師）調査の最新結果を用い、平成31年度後半から開始予定。厚労省の推計によると、医師の労働時間として最も短い週55時間を採用しても、平成45年頃までに医師の需要と供給が均衡する。

ある構成員は、医療受給の前に地域ごとの医療受給を客観的に把握することが今後

の議論の出発点と指摘。そのうえで、地域が必要とする医療機能に見合った供給を国に求めた。

また、ある構成員は、平成34年度以降の定員抑制を要求した。一方、ある構成員は、勤務医不足の病院が多いため減員を前提としない議論を要請した』とある。

それですね。先ほど委員長の方から要約しろということなので、委員の皆様におかれましては厚労省のホームページから医療従事者の需給に関する検討会・医師需給分科会の第3次中間とりまとめというのがダウンロードできますので、これよく読んでいただければ分かると思います。そうすると要約しますとこういうところ踏まえてですね。まず、整理しますと現在問題となっているこの陳情に関しては、医師不足があつて医師の数を減らすと地域にもお医者さんが来ませんよというところがこの陳情のなかにあるんですが、第3次中間取りまとめにおいてですね。整理すると現在問題となっている医師偏在に配慮し、平成34年度（2022年度）以降について、医学部の総定員を維持しつつ地域枠は維持するという点。

また、平成34年度（2022年度）以降の医師養成数については、医師の働き方改革に関する検討会の結論や医師・歯科医師・薬剤師の3師調査の最新結果を用い、平成31年度後半から議論が開始されるという点、

そして、3、本年7月には、医師の地域偏在の是正を目指す、改正医療法・医師法が成立。また、10月24日の医師需給分科会で大学医学部の地域枠に対する暫定の調査結果の公表を受け、厚労省は10月25日に平成32年度（2020年度）以降の地域枠入試（地域医療確保のために臨時増員された定員分）を全て別枠方式化することを医政局長通知で示しているところ。

これらを踏まえ、医師養成数の議論等について、総合的に勘案すれば、陳情第2号議会として、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書を国に提出することを求める陳情書については、「不採択」とするのが妥当と考える。

関口委員長

要するに不採択ということよろしいですね。

荒川委員

採択・不採択はまだ後に送ってよ。採決するのはよ。まだ討論もあるわけだし、一緒になっちゃっている感じだよ。質疑だけじゃなくてね。谷仲君ね、一生懸命研究勉強してくれてありがたい。説明してくれてありがどうね。だけど今陳情にある医師養成定員を減らす政府の方針というのは、これ間違っているの。これ減らそうとしているんじゃないの。減らそうとしているからでているのでしょう。今の話だと減らそうとしてないような、このへん倉田君どうですか。

関口委員長

参考的にお願いします。

倉田保健衛生部長

さきほど、谷仲委員からありましたように、32年33年度までは今の医師養成定員の規模を維持していくと、34年度以降総枠としては減らしていきましようという方針だそうです。また、そのなかで、医師が東京圏などの都市部に集中して、茨城県などの地方には来ないというような事がないように地域枠を増やして、都道府県がたとえば茨城県が県内でも医師の少ないところに回せるような手続きをしていきましようという流れになっていると思います。

関口委員長

それが見直したということですね。

荒川委員

ということは、国がそう言う方針なんだよね。そしたら茨城県はワースト2なんだからね全国で。真剣に考えないと小美玉議会在がね。しっかりしてやんなかったらこれ大変なことになると思うんですよ。新しい知事も一所懸命取り組んでいるようだけれども、もう少し審議しないとね。別にこの人は組合みたいなこと書いてあるから右だか左だかわかんないけども、そういうふうな右よりだから左よりだからじゃなくて冷静な気持ちでフェアプレイの感覚できちんと採決していかないとこれは大変なことになると私は思います。私は自民党員ですよ。あくまでも先送りかもし

れないけどきちんとね。説明も勉強した方がいいかなという気がします。谷仲君も一所懸命勉強してる、その辺も皆さんに教えてくださいよう少しね。

藤井委員

いま荒川委員がおっしゃったように現在の知事新しくなりました。本当に医師の不足を憂いで県として具体的にアクションをおこして、すでに産婦人科の医師を確保しているんですね。ですから、いま茨城県は本当に医師ワースト下の方から2番目3番目の状況において、当市においても病院をようしています。この病院自体も指定管理から民間の譲渡というような形になりましたけれども、ここの病院でも本当に医師は確保が院長がおっしゃっているのは確保が難しいと、次々と現在の病院でも医師がやめていっちゃうということですね。ですからね、医師は政府の方針簡単に34年度から減らしていくというのは茨城県にとっては大変な問題だと思うんです。もっと積極的に知事とともに積極的に医師の確保に向けて、医学生に奨学金を与えたり、その奨学金をもらった人は何年間かは茨城県の県内の病院で働いてもらうというような、具体策までやっておりますから、一概に政府と同調してというわけにはいかないと思うんですよね。茨城県は茨城県でもう知事も先頭でやっていますから、だから本市においてもこの医師を養成する確保するこの問題は、我々議会も真剣に取り組んでいかなくちやならないというふうに思っております。まだ議論の段階ですからね。採決とかそれじゃなくて。

鈴木委員

私のこのあいだ市長とかいる前で大井川知事の医師不足ついて話し聞く機会がありました。それで、医師不足をいっている政府といっても結局文科省と厚労省の対立があるとその中でこう出てきて国会はまた違って政府とやっぱり違うと思うんです。大井川知事が言っていたのがワークライフバランスでさっき55時間って言っていたんですがやっぱり医者も最悪週40時間とかやってワークライフバランスやっっていこうって言うと定員を減らすなんていうのはない、これから逆に55時間じゃなくて40時間とか普通の人と労働時間を同じ位にして後は残業を少なくしてやっっていくと。あと女性の医者が子育てするときに代替りの医者も必要だからそのあいだの医者の数をこれから確保していくことがすごく大事だっという話を一緒に聞く機会が先週、先月ありまして大井川知事も率先して医師不足を懸念しているところであると思いますので慎重に検討すべき問題だと思っております。なのでもう少し時間かけてもいいんじゃないかと、即座に不採択にするべきではないっていうふうに考えております。

戸田委員

政府でいっている平成35年というのはですね。きっと高齢者のピークが終わるといっのを見越したその後医療ということだと思うんです。ただそれ思うということだから。いまの現在のところで判断するのは非常に難しいしこれだけの資料では。だから継続審議ということにしてもらった方が勉強の機会が与えられることだと思うんでそのようにお願いします。

谷仲委員

医師は増やす方がという、医師が増える分には茨城県で増える分、これは増えないとやっぱりいけないです。それでさっき最後部分で言った地域枠の特定いうところのいろいろな動きのなかであります。全体の数が増えたからといって、じゃあ茨城県が増えるのかっていう議論になるとこれは別問題だと思います。要は今いる医師のなかでどうやって茨城に増やすかっていうところで、今県の方がですね大井川知事を先頭にいろんな予算措置付けております。それがここにある資料の方でこの陳情にも載っております平成30年2月23日の資料に書いてありますが、あの全国の総数の枠のなかで茨城にどれだけ持ってくるかというところ、そういう捉え方でやっっていると思いますので、そういうところ参考までにお伝えしたいと思います。

もっと時間をかけてもいいんじゃないかというお話ありましたが、私はこの陳情の審議にあたって資料を揃えて調査をしてそれを踏まえたうえでの見解ですので、その点ひとつだけお伝えしておきます。

関口委員長	ありがとうございました。それでは他にご意見はございますか。
各委員	(「なし」と呼ぶ声)
関口委員長	<p>無いようでございますけれども、今後の推移を見守りながら勉強をするというような意見があるようです、そういうなかで、委員長としては継続審議ということ決めたいんですが、そのことについて皆さんの判断を仰ぎたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>これより採決に入ります。陳情第2号議会として、「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」を国に提出することを求める陳情書について採決いたします。お諮りいたします。本案は継続審議すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	(「異議なし」と呼ぶ声)
関口委員長	<p>賛成多数、本案は継続審査すべきものと決しました。</p> <p>以上で本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了しました。</p>
6. その他	
関口委員長	つづいてその他、なにかございますか。
倉田保健衛生部長	<p>小美玉市医療センターの民間移譲につきましてご説明させていただきたいと思っております。詳細については医療保険課服部課長の方から説明させますのでよろしくお願いたします。</p>
服部医療保健課長	<p>ただいまお配りした資料は、12月17日議会最終日の全員協議会で説明させていただく予定のもので、1枚目が「小美玉市医療センター移譲について」、2枚目が病院新築工事の概算見積書、3枚目が医療機器等の見積り、4枚目、5枚目が配置計画図でございます。</p> <p>本来であれば、今議会初日の全員協議会で説明させていただき、議案を提出し、文教福祉常任委員会で審議していただくところですが、古宿会の理事会での承認が11月29日だったため、最終日の議案提出となってしまいましたことを深くお詫びいたします。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは資料をご覧ください。本年9月4日の第3回定例会全員協議会におきまして、「小美玉市医療センター民間移譲について」の報告させていただいた際に、移譲時期を平成31年1月1日を目途としておりましたが、古宿会から病院開設許可申請等の県への各種手続き等の関係で、移譲の時期を平成31年2月1日としたいとの申し出があり、スケジュール等に変更がございます。</p> <p>1のスケジュール(案)でございますが、11月29日に古宿会の理事会で「小美玉市医療センターの移譲の時期に関する覚書」ほか契約書等について承認されております。12月17日議会最終日の全員協議会で、「小美玉市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例」を含む7件の議案と「小美玉市医療センターの移譲の時期に関する覚書」を含む3件の報告案件について説明させていただき、この後の本会議において、議決をいただきたいと考えております。議決をいただければ、12月25日に覚書等6件について古宿会と締結をする予定でございます。12月から来年1月にかけて古宿会から病院開設許可申請等の県への各種手続きを行いまして、平成31年2月1日に小美玉市医療センターの移譲ということで予定しております。その後、古宿会で来年4月に新病院の工事を着工し、2ページになりますが、平成32年4月に新病院竣工、医療機器等導入、引越し、入院患者移動、6月に新病院仮オープン、既存病院等取壊し、外構工事着工、平成32年9月に外構工事等完了、新病院グランドオープンの予定となっております。</p>

資料の2枚目をご覧ください。古宿会からいただいております病院新築工事の概算見積書で、構造は鉄骨造で延床面積は5,626.46平方メートル、総工事費27億1,090万4,060円となっております。

資料の3枚目は医療機器等の見積りで、合計7億7,913万9千円となっております。工事費と医療機器等あわせると約34億9千万円となっております。

資料の4枚目は配置計画図で薄い青色の部分が既存の建物で、斜線部分が新病院でございます。

5枚目は新病院と駐車場の配置計画図となっております。説明は、以上でございます。ご理解とご協力よろしくお願い申し上げます。

関口委員長

ありがとうございました。医療センター民間移譲については皆さんから質問受けたいんですが時間も時間ですので全員協議会のなかでもまた説明がありますので質問がある方は質問をしていただくということでもよろしくお願いたします。

つづいてその他、なにかございますか。

なければこの後は、議会案件となりますが、内容によっては執行部に意見を求める場合がございますので最後までお願いします。

それでは、議会案件のうち 視察研修報告について、

10月24日(水)から25日(木)にかけて、おかげさまで委員全員出席のもと、執行部からは長津教育部長に同行いただき、大阪府池田市の小中一貫教育の取り組みについて、兵庫県姫路市のすこやかセンターでは、子どもから高齢者までが利用できる複合施設について視察研修を行いました。

報告書をまとめてみましたが、皆さんの所感や施策などへの反映などもお聞かせ願えればと、別紙の視察報告書を用意しましたので、今定例会中に事務局までご提出いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

つづいて、議会報告会について、

今定例会、文教福祉常任委員会の付託議案や所管事項の中で、来年の議会報告会に報告しようという意見があればお願したいんですが、時間が時間ですので、まことに申し訳ございませんが、何かのペーパーに書いていただいて私の方へ出していただければと思いますので、よろしくお願したいと思います。

それで委員会を閉じたいと思いますが、私の不慣れでございまして大変遅くなりましたことをお詫び申し上げたいと思います。

それからですね、引き続き現地視察ということで予定しています。昼休みになりましたけれど執行部の方で関係者はよろしくお願いたします。

現地視察終了後は流れ解散といたします。

それとですね。急遽懇親会のことについてお願をすることになりました。議員と課長さんとの連携を密にするということで、なかなか課長さんと会える機会がないということですので急遽懇親会を催すことになりましたのでよろしくお願申し上げます。

それでは鈴木副委員長お願いします。ないようですので、本日の協議は全て終了しました。それでは、副委員長お願いします。

鈴木副委員長

それでは、本日の協議は全て終わりました。これもちまして、文教福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後0時17分